

I - (2) 本市にふさわしい大都市制度・都市内分権

- ◎総合区の採用の適否
- ◎行政区の規模（区の数）
- ◎それぞれの地域の活性化

これまでの取組み状況

地域（区）における自治の深化に向けて

<行政区による主体的なまちづくりの実現>

これまで進めてきた特色ある区づくりや地域の实情に合った課題解決をより一層推進していくため、区の財源・権限・体制を強化。人口等を指標として算定した額を上乗せし、区づくり予算を拡充したほか、区長専決事務や委任事務の整理・拡充や区役所内の組織の編成権を新たに区長に付与などを実施。

区役所の強化を図っていく中で、強化された権限・財源を効果的に活用し、高いマネジメント能力を発揮しながら、特色ある区づくりや地域の实情に応じた区政運営を行っていくことを目的として公募区長を登用。

市役所・区役所の連携による市政運営を進めるため、区長会議の機能を強化するとともに、区・市間の協議を徹底する規程を制定。

<市民が主役となる自治の実現>

市民の多様な意見をこれまで以上に区政・市政に反映していくための仕組みづくりを進めるとともに、区における協働の要である自治協議会や、地域における協働のカウンターパートであるコミュニティ協議会のさらなる活動活性化に向け、地域とともに新たな支援方法について検討。

<子どもに身近な地域で教育に責任をもてる体制の構築>

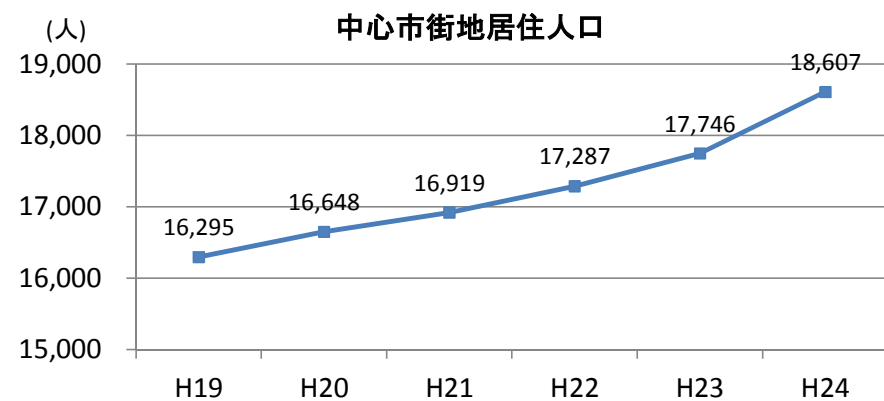
教育委員が区の特性や教育現場の实情を把握し、市全体の教育に活かすため、教育委員を増員し、担当区を定めるとともに、地域の教育窓口の充実を図るため、従前、5つの区に設置していた教育事務所を再編し、教育支援センターとして全区に設置。

各区を活かした賑わうまちなか

<各区のまちなかの活性化>

各区における拠点商業活性化推進事業計画の策定を通して、各区それぞれのまちなかの個性を明確にし、意欲ある商店街活動を重点的に支援することにより、各区のまちなかを活性化。

地域の魅力を活かした新たな空き店舗対策事業などにより、多様な担い手による各区の特色を活かした地域コミュニティの拠点としての活動が活発化。

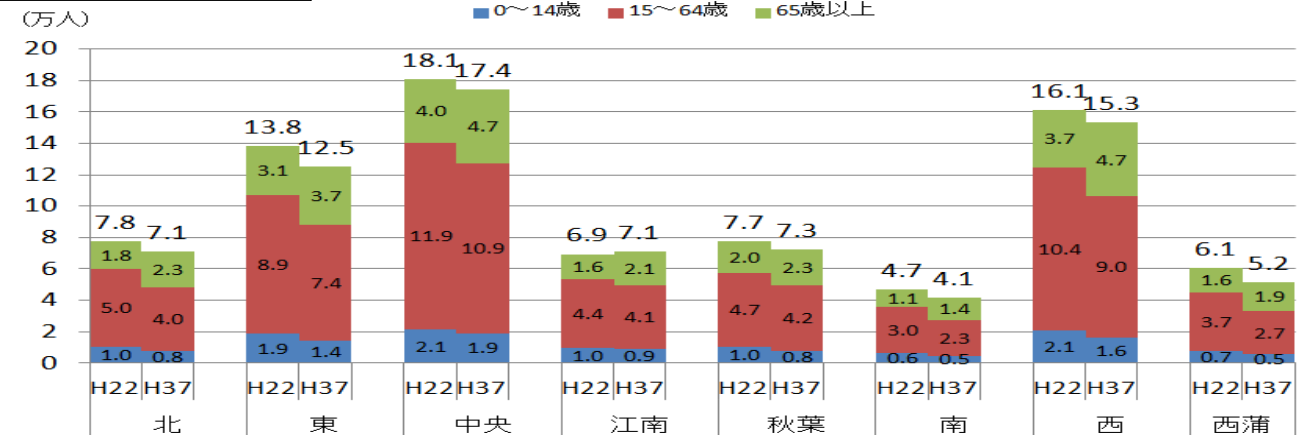


出典:新潟市中心市街地活性化基本計画

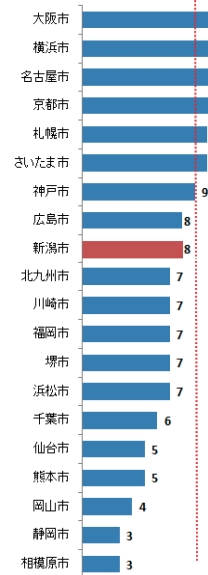
本市を取り巻く状況

区別将来推計人口

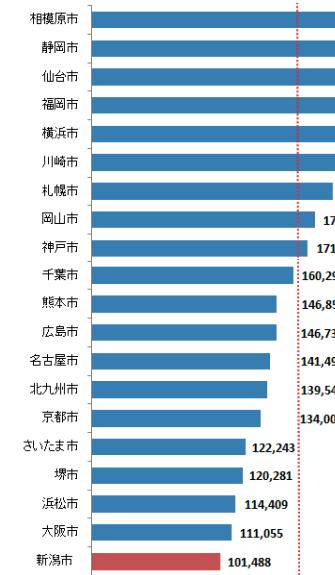
出典:国勢調査(H22)結果を基準として推計



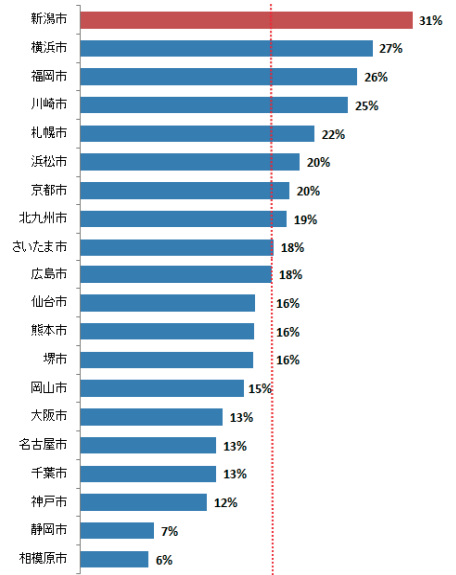
区の数



1区当たりの平均人口(人)



全職員に占める区役所職員の割合



出典:第30次地方制度調査会(第15回専門小委員会)をもとに作成

取り組むべき課題と今後の方向性

◎地方自治法改正（総合区・総合区長など）及び教育委員会制度改革への対応

- ▷各区が主体となった魅力あるまちづくりのさらなる推進に向け、国の自治法改正の動きも注視しながら、引き続き区の財源・権限・体制の強化を進めていくことが必要。
- ▷区自治協議会・コミュニティ協議会への新たな支援方法について、地域とともに検討し実施していくことが必要。
- ▷国の教育委員会制度改革の動きも注視しながら、区担当教育委員や教育支援センターの運用により、地域と学校のさらなる連携を進めていくことが必要。
- ▷区政運営において、将来人口の見込みなどを考慮し、住民サービスと行政効率のバランスを図っていく中で、1区あたりの人口や職員数を踏まえた区のあるべき方向について検討が必要。

◎本市の顔となる中心市街地の活性化と各区単位での特色あるまちづくり

- ▷まちづくりについては、市全体の活性化の観点から、中心市街地を再生し政令市にいたる「顔」を作ることと、行政区単位での特色ある「まちづくり」を両輪で進めていくことが必要。